

一、最新中国法令

● 关于调整出口退（免）税申报办法的公告

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 61 号
【发布日期】2013-10-15
【实施日期】2014-01-01
【出台背景】为减少出口退（免）税申报的差错率和疑点,进一步提高申报和审批效率,加快出口退税进度,国家税务总局发布了该公告。

【内容提要】该公告明确了企业进行正式退（免）税申报的前置条件:

- 收齐按规定需向主管税务机关提供的退（免）税申报凭证和资料;
- 按规定进行退（免）税预申报;
- 经税务机关预申报审核,企业预申报的退（免）税凭证信息与退（免）税凭证管理部门的电子信息核对无误。

【法令全文】请点击以下网址查看:
关于调整出口退（免）税申报办法的公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c476818/content.html>
关于《调整出口退（免）税申报办法的公告》的解读
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2273/c476776/content.html>

● 关于技术转让所得减免企业所得税有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 62 号
【发布日期】2013-10-21
【实施日期】2013-11-01
【出台背景】《中华人民共和国企业所得税法》及其实施条例规定,企业技术转让所得可享受企业所得税减免税优惠。《[国家税务总局关于技术转让所得减免企业所得税有关问题的通知](#)》(国税函[2009]212号)规定:“不属于与技术转让项目密不可分的技术咨询、技术服务、技术培训等收入,不得计入技术转让收入”。

【内容提要】根据该公告,可以计入技术转让收入的技术咨询、技术服务、技术培训收入,是指转让方为使受让方掌握所转让的技术投入使用、实现产业化而提供的必要的技术咨询、技术服务、技

一、最新中国法令

● 輸出税還付(免除)申告弁法の調整に関する公告

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2013 年第 61 号
【発布日】2013-10-15
【実施日】2014-01-01
【発布背景】輸出税還付(免除)申告の誤処理および疑問点を減らし、申告および審査許可の効率を更に引き上げ、輸出税還付処理を加速するため、国家税務総局は本公告を発布した。

【概要】本公告は企業が行う正式な税還付(免除)申告の事前条件を明確にした。

- 規定に従って主管税務機関へ提出しなければならない税還付(免除)申告の証憑および資料を全て集める。
- 規定に従って税還付(免除)事前申告を行う。
- 税務機関の事前申告審査を受けた上で、企業が事前申告した税還付(免除)証憑情報と税還付(免除)証憑管理部門の電子情報を照合し、誤りがないかを確認する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
輸出税還付(免除)申告弁法の調整に関する公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c476818/content.html>
「輸出税還付(免除)申告弁法の調整に関する公告」に関する解説
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2273/c476776/content.html>

● 技術移転所得の企業所得税減免関連問題に関する公告

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2013 年第 62 号
【発布日】2013-10-21
【実施日】2013-11-01
【発布背景】「中華人民共和国企業所得税法」およびその実施条例は、企業の技術移転所得は企業所得税減免の優遇を享受できると定めている。「[技術移転所得の企業所得税減免関連問題に関する国家税務総局の通知](#)」(国税函[2009]212号)は、「技術移転プロジェクトと密接不可分の技術コンサルティング、技術サービス、技術研修などの収入に該当しないものは、技術移転収入に計上してはならない」と定めている。

【概要】本公告によると、技術移転収入に計上できる技術コンサルティング、技術サービス、技術研修収入とは、譲渡側が譲渡された技術を投入使用し、産業化を実現するために、譲渡側が必要な技術コンサルティング、

术培训所产生的收入，并应同时符合以下条件：

- (一) 在技术转让合同中约定的与该技术转让相关的技术咨询、技术服务、技术培训；
- (二) 技术咨询、技术服务、技术培训收入与该技术转让项目收入一并收取价款。

【法令全文】请点击以下网址查看：
关于技术转让所得减免企业所得税有关问题的公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c476895/content.html>
关于《技术转让所得减免企业所得税有关问题的公告》的解读
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2273/c476874/content.html>

技術サービス、技術研修を提供することで生まれる収入を指し、同時に以下の条件を満たさなければならない。

- (一) 技術移転契約で決められている、技術移転と関連する技術コンサルティング、技術サービス、技術研修であること。
- (二) 技術コンサルティング、技術サービス、技術研修の収入は当該技術移転プロジェクトの収入と併せて代金の受取りを行うこと。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
技術移転所得の企業所得税減免関連問題に関する公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c476895/content.html>
「技術移転所得の企業所得税減免関連問題に関する公告」に関する解説
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2273/c476874/content.html>

● 关于在中国（上海）自由贸易试验区开展全球维修业务实施意见

【发布单位】上海市商务委员会、上海市经济和信息化委员会、上海海关、上海出入境检验检疫局、中国（上海）自由贸易试验区管理委员会
【发布文号】沪商机电〔2013〕698号
【发布日期】2013-09-28
【实施日期】2013-09-28
【内容提要】该实施意见主要从业务定义、企业准入、海关监管、检验检疫等方面对中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“试验区”）内企业全球维修业务作出规定，具体内容如下：

业务定义
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 该实施意见所称的维修业务，是指试验区内的企业对来自境内外部的部件损坏、部分功能丧失或者出现缺陷的货物进行检测、维修的经营活动。 ▪ 维修货物包括待维修货物、已维修货物、维修用的保税料件、维修替换下的坏件。
企业准入
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 核准项目时，把握“高技术含量、高附加值、无污染”的原则。 ▪ 开展维修业务的企业须注册在试验区内，经工商登记，获得相应经营范围，符合商检、海关等部门的审核、监管条件，在试验区内有开展相应业务场地、诚信度高、管理体制健全的独立法人企业。
海关监管
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 对从境外入区、经维修后出境的维修货物实行保税监管；

● 中国（上海）自由贸易试验区における全世界的メンテナンス業務実行に関する実施意見

【発布機関】上海市商務委員会、上海市經濟情報化委員会、上海税関、上海出入国検査檢疫局、中国（上海）自由貿易試験区管理委員会
【発布番号】滬商機電〔2013〕698号
【発布日】2013-09-28
【実施日】2013-09-28
【概要】本実施意見は主に業務の定義、企業参入、税関監督管理、検査檢疫などの点から、中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）内企業の全世界的メンテナンス業務について規定を設けた。具体的には以下の通りである。

業務の定義
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 本実施意見でいうメンテナンス業務とは、試験区内の企業が国内外から持ち込まれた部品の破損、一部機能の喪失、または欠陥の発生を伴う貨物に対し、検査、メンテナンスを行う経営活動を指す。 ▪ メンテナンス貨物には、メンテナンス待ち貨物、メンテナンス済み貨物、メンテナンス用保税部材、メンテナンス交換における破損物が含まれる。
企業参入
<ul style="list-style-type: none"> ▪ プロジェクトの許可においては、「高い技術的難易度、高付加価値、無汚染」の原則を保持する。 ▪ メンテナンス業務に従事する企業は試験区内で登録され、工商登記を経て、然るべき経営範囲を取得し、商品検査、税関などの部門の審査、監督管理条件を満たし、試験区内に関連業務を実施する場所を有する、信用度の高い、管理体制が整った独立法人企業でなければならない。
税関監督管理
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国外から区内に持ち込まれ、メンテナンス後に出国するメンテナンス貨物については、保税監督管理を実施する。

<ul style="list-style-type: none"> 对从境内区外入区、经维修后出区的维修货物，按照耗用的保税料件费和修理费（含检测费）征税； 对从境内区外入区的维修货物，不予签发出口退税报关单。
<p>检验检疫</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有从境外入区的维修货物，由检验检疫机构参照入境旧机电产品管理制度实施检验检疫监管； 对在试验区内开展境外入区维修业务的企业，检验检疫机构实施“简易核准+入境核销+周期监管”的检验检疫监管模式； 对于从境内区外进入试验区内的维修货物，不实施检验检疫监管。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.scofcom.gov.cn/zxxxgk/233092.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [《中华人民共和国食品安全法（修订草案送审稿）》公开征求意见](#)

日前，国务院公布了《中华人民共和国食品安全法（修订草案送审稿）》，并向社会公开征求意见（截止日期：2013年11月29日）。

与原法相比，该送审稿主要从落实监管体制改革和政府职能转变成果、强化企业主体责任落实、强化地方政府责任落实、创新监管机制方式、完善食品安全社会共治、严惩重处违法违规行为六个方面作了修改、补充，要点如下：

<p>落实监管体制改革和政府职能转变成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 将食品生产、食品流通、餐饮服务三项许可整合为食品生产经营许可。 强化对食品添加剂流通的监管，将食品添加剂经营纳入许可。
<p>强化企业主体责任落实</p> <ul style="list-style-type: none"> 关于网络食品交易第三方平台提供者： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 应当取得食品生产经营许可； ➢ 应当查验入网食品经营者的许可证或

<ul style="list-style-type: none"> 国内の区外から区内に持ち込まれ、メンテナンス後に区外へ出るメンテナンス貨物については、消費した保税部材費および修理費（検査試験費用を含む）に基づいて徴税する。 国内の区外から区内に持ち込まれるメンテナンス貨物については、輸出税還付通関書類を発行しない。
<p>検査検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 国外から区内に持ち込まれる全てのメンテナンス貨物については、検査検査機関が中古機電製品入国管理制度に照らして検査監督管理を実施する。 試験区内で国外からの持ち込みメンテナンス業務を行う企業については、検査検査機関が「簡易審査+輸入通関照合消し込み+定期監督管理」の検査監督管理方式を実施する。 国内の区外から試験区内に持ち込まれるメンテナンス貨物については、検査監督管理を実施しない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.scofcom.gov.cn/zxxxgk/233092.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- [「中華人民共和国食品安全法（改正草案送审稿）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国务院は「中華人民共和国食品安全法（改正草案送审稿）」を發布し、現在、社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは2013年11月29日である）。

現行法と比べ、本送审稿は主に監督管理体制改革の実施と政府職能転換の成果、企業主体責任の実施強化、地方政府責任の実施強化、監督管理体制の革新、食品安全のパブリックガバナンスの整備、違法規則違反行為の厳罰化の六つの面から改正、補足を行っており、要点は以下の通りである。

<p>監督管理体制の実施と政府職能転換の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品生産、食品流通、飲食サービスの三項目に関する許可を食品生産経営許可に統合する。 食品添加剤の流通に対する監督を強化し、食品添加剤の取扱いを許可の対象とする。
<p>企業主体責任の実施強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ネット上で食品取引を行う第三者プラットフォームプロバイダーについて： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 食品生産経営許可を取得しなければならない。 ➢ ネットに登録する食品事業者の許可証を照

<p>者对入网食品经营者实行实名登记，承担食品安全管理责任；</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 未履行规定义务，使消费者的合法权益受到侵害的，应当承担连带责任，并先行赔付。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 关于强化婴幼儿食品监管问题： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国家对婴幼儿配方食品实行严格监督管理； ➢ 食品生产企业生产婴幼儿配方食品应当将生产原料、产品配方及标签等向食品安全监管部门备案； ➢ 不得以委托、贴牌、分装方式生产婴幼儿配方食品。 ▪ 关于食品安全责任强制保险制度： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 为切实保护消费者权益，国家建立食品安全责任强制保险制度； ➢ 食品生产经营企业应当按照国家有关规定投保食品安全责任强制保险。
<p>严惩重处违法违规行爲</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 在行政责任方面： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 财产罚：将非法添加等严重危害食品安全的行为罚款额度由原法中五至十倍罚款提高到十五至三十倍。 ➢ 资格罚：因食品安全犯罪被判处有期徒刑以上刑罚的，终身不得从事食品生产经营管理工作。 ▪ 在民事责任方面： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 规定了最低额赔偿制度：生产不符合食品安全标准的食品或者销售明知是不符合食品安全标准的食品，消费者除要求赔偿损失外，还可以向生产者或者销售者要求支付价款十倍或者损失三倍的赔偿金。赔偿的金额不足一千元，赔偿一千元。 ➢ 加大对虚假广告的惩罚力度：明知或者应知食品广告虚假仍设计、制作、发布，使消费者的合法权益受到损害的，广告的设计者、制作者、发布者与食品生产经营者承担连带责任。 ➢ 强化对虚假食品安全信息发布者的民事责任：编造、散布食品安全虚假信息，或者发布未经核实的食品安全信息，使食品生产经营者的合法权益受到损害的，依法承担民事责任。

(摘自国务院法制办公室网站；2013年10月29日发布)

<p>合し、またはネットに登録する食品事業者に対し実名登記を実施して、食品安全管理責任を負わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定の義務を履行しなかったために、消費者の適法な權益が損なわれた場合、連帯責任を負った上で、先行賠償を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 乳幼児食品の監督管理強化に関する問題： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国は乳幼児用食品に対し厳格な監督管理を実施する。 ➢ 食品生産企業が乳幼児用食品を製造する場合、製造原料、製品レシピアおよびラベルなどを食品安全監督部門へ届け出なければならない。 ➢ 委託、OEM、積分け方式で乳幼児用食品を製造してはならない。 ▪ 食品安全責任強制保険制度について： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者權益を適切に保護するため、国は食品安全責任強制保険を構築した。 ➢ 食品生産経営企業は国の関連規定に従って食品安全責任強制保険に加入しなければならない。
<p>違法規則違反行為の厳罰化</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 行政責任において： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 財産罰：不法添加など食品安全を著しく損なう行為の罰金限度額について現行法の5～10倍の罰金を5～30倍に引き上げる。 ➢ 資格罰：食品安全犯罪として有期懲役以上の刑罰を言い渡された場合、今後一生、食品生産経営管理業務に従事してはならない。 ▪ 民事責任において： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 最低額賠償制度を規定した。食品安全基準を満たさない食品を製造し、または食品安全基準を満たさない食品と知りながら販売した場合、消費者は損害賠償を求めるとともに、製造者または販売者に対し代金の10倍または損失の3倍にあたる賠償金の支払いを求めることができる。賠償金額が1,000元に満たない場合、1,000元の賠償とする。 ➢ 虚偽広告の懲罰に力を入れる。食品広告が虚偽であることを知りながら、または知るべき状況でありながら設計、製作、配信を行ったために、消費者の合法權益が損なわれた場合、広告の設計者、製作者、配信者は食品生産経営者と共に連帯責任を負う。 ➢ 虚偽の食品安全情報を発信した者に対する民事責任を強化する。食品安全に関する虚偽情報をねつ造、散布し、または事実確認を行っていない食品安全情報を発信したために、食品生産経営者の合法權益が損なわれた場合、法に従って民事責任を負う。

(2013年10月29日付の国务院法制办公室ウェブサイトより抜粋)

● [中国（上海）自由贸易试验区仲裁院揭牌](#)

● [中国\(上海\)自由貿易試験区仲裁院が開設された](#)

日前，上海市人民政府为应对中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“试验区”）运行后必然出现的仲裁需求，决定由上海国际经济贸易仲裁委员会（上海国际仲裁中心）设立试验区仲裁院。今后，该院将为试验区内当事人提供零距离仲裁咨询、立案、开庭审理等法律服务。

（摘自中国上海网站；2013年10月23日发布）

● 外国人来华签证制度及停留居留管理制度的新一轮变革

为适应外国人员来往形势发展需要，中国近年来加大了出入境相关立法工作。继2012年06月30日公布《[中华人民共和国出境入境管理法](#)》（该法对于外国人出入境的影响，具体请参见[第348期《里兆法律资讯》](#)）后，又于2013年07月12日公布了《[中华人民共和国外国人入境出境管理条例](#)》（以下简称“《条例》”），并已于2013年09月01日正式实施。作为《中华人民共和国出境入境管理法》的配套法规，《条例》的实施，标志着外国人来华签证制度及停留居留管理制度将迎来新一轮变革。结合近期实施情况，再重点介绍、提醒如下，供参考。

1. 普通签证种类增加
中国签证分为外交、礼遇、公务和普通签证4大类。根据《条例》的规定，“普通签证”种类由此前的8类调整为12类，在保留原普通签证8个类别，并继续用汉语拼音字母进行标志的基础上，重点对F字（访问）签证和L字（旅游）签证进行了拆分，并增设Q系列（家庭团聚、短期探亲）、R字（人才）、M字（商贸）和S系列（私人事务）4类签证。
2. R字头人才最多可获5年有效期签证
为加大对国际人才的吸引力度，引进外国高层次人才服务本国经济社会发展，《条例》增设了R字（人才）签证，发给中国需要的外国高层次人才和急需紧缺的专门人才。申请R字（人才）签证，需在华长期居留的，可向所在地公安机关出入境管理机构直接申请换发有效期不超过五年、每次停留180天的多次签证或申请有效期五年的工作类居留许可。
3. 外国人在华停留获得更多便利
 - 外国人持签证入境后，按照规定可以变更停留事由、给予入境便利的，可以向停留地县级以上公安机关出入境管理机构申请换发签证；
 - 符合规定的人才、投资者或者出于人道等原因确需由停留变更为居留的外国人，可

先頃、上海市人民政府は中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の運営後に必然的に発生する仲裁のニーズに対応するため、上海國際經濟貿易仲裁委員會（上海國際仲裁センター）が試験区仲裁院の開設を決定した。今後、本仲裁院は試験区内の当事者に近接して仲裁コンサルティング、立件、開廷審理などの法律サービスを提供する。

（2013年10月23日付の中国上海ウェブサイトより抜粋）

● 外国人中国入国ビザ制度および滞在居留管理制度に関する新たな変革

外国人往来の発展に適応する必要から、中国は近年、出入国に関する立法作業に力を入れてきた。2012年6月30日に公布された「[中華人民共和国出入国管理法](#)」（本法が外国人の出入国に与える影響については、[第348期「里兆法律情報」](#)を参照のこと）に続き、2013年7月12日には「[中華人民共和国外国人出入国管理条例](#)」（以下「条例」という）が公布され、2013年9月1日から正式に施行されている。「中華人民共和国出入国管理法」の付属法規として、「条例」の施行は外国人の中国入国ビザ制度および滞在居留管理制度が新たな変革を迎えたことを示している。以下はご参考までに、昨今の実施状況に照らし、改めて概要を紹介するとともに、留意点をまとめたものである。

1. 普通ビザの種類が増えた
中国のビザは外交、礼遇、公務および普通ビザの四大分類に分かれる。「条例」の規定によれば、「普通ビザ」の種類はこれまでの8種類から12種類に調整され、これまでの普通ビザ8種類を保留し、中国語のピンインを用いた表記を継続する形で、F（訪問）ビザおよびL（旅行）ビザを重点的に区分し、Q（家族訪問、短期帰省）ビザ、R（人材）ビザ、M（商務貿易）ビザおよびS（私的事務）ビザの4種類のビザを増設した。
2. Rの人材ビザは最長で5年の有効期間を取得できる
国際的な人材の吸引力を高め、外国のハイレベル人材サービスを導入して中国経済社会の発展に役立たせるために、「条例」はR（人材）ビザを増設して、中国が必要とする外国のハイレベル人材および緊急に必要な、不足している専門家に発給する。R（人材）ビザを申請して、中国で長期滞在する必要がある場合、所在地の公安機関出入国管理機構に対し、有効期間が5年を超えず、一回の滞在が180日のマルチビザへの切り替えまたは有効期間5年の就労居留許可を直接申請することができる。
3. 外国人の中国滞在はより多くの利便を得た
 - 外国人がビザを所持して入国した後、規定に照らして滞在理由の変更、入国の便宜の付与が可能である状況については、滞在地の県級以上の公安機関出入国管理機構に対しビザの切り替えを申請することができる。
 - 所定条件に合致する人材、投資者、または人道的理由などから滞在を居留に切り替える必

以申请居留证件；

- 申请人所持护照或者其他国际旅行证件因办理证件被收存期间，可以凭受理回执在中国境内合法停留。

（里兆律师事务所 2013 年 11 月 01 日编写）

要のある外国人は、居留証書を申請することができる。

- 申請者が所持するパスポートまたはその他の国際旅行証書を証書手続きのために提出している期間については、申請受理票に基づいて中国国内で合法的に滞在することができる。

（里兆法律事務所が 2013 年 11 月 01 日付で作成）